

労働基準広報 2018 No.1949

2/11

CONTENTS

特別企画 2018年 労働災害の企業内補償の水準 ————— 6

2割を超える企業・組合が被災者の 基準内賃金を補償額の算定基礎に

〈掲載業種〉鉄鋼／造船・重機／非鉄／機械・金属／自動車／電機
運輸／流通／外食・食品／紙・パルプ／ホテル・旅館

労働者が業務上災害や通勤災害で死亡・負傷したり、障害を負った際に、法定の労災保険給付とは別に企業が独自の上積み補償を行うケースがある。こうした制度は、「企業内補償制度」などと呼ばれている。ここでは、正社員の業務上災害の企業内補償の水準について、11業種、96の企業・労働組合の最新データを紹介する。補償額は、障害等級ごとに一律「〇〇万円」と定めるケースが多いが、2割を超える企業・労働組合においては、被災労働者の基準内賃金（賃金の日額や月額など）を算定基礎としている。

（編集部まとめ）

●知れば得する社会保険 ————— 24

新企画

第1回「社会保険の適用手続き」
被保険者資格は事実上の
使用関係が発生した日に取得

（編集部）

●相談です！ 弁護士さん ————— 30

新企画

相談02「定年後の再雇用者を安く雇いたい」
～不合理な労働条件差別の問題～

定年前後の仕事内容や責任などに
明確な理由に基づく差をつけるべき

（執筆／弁護士・高田英明（高田英明法律事務所）
（監修／北海道大学名誉教授・道幸哲也）

●2018年 厚生労働行政の抱負 ————— 38

労働基準局安全衛生部長 田中誠二

●NEWS ————— 1

（厚労省・今年夏の取りまとめに向け検討会開始）賃金等請求権の消滅時効のあり方を検討／（30年度の雇用保険料率は据え置き）一般の事業は1000分の9、建設業は1000分の12に／（30年度・厚生労働省予算案）業種ごとの勤務環境の改善の取組みに140億円／ほか

●労務資料／平成29年賃金引上げ等の実態
調査結果① ————— 42
～賃金の改定状況等～

賃金を引き上げる企業割合は87.8%
（厚生労働省調べ）

●本誌読者アンケート — 37 ●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫） — 40 ●わたしの監督雑感 愛知・津島労働基準監督署長 祖父江孝治 — 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(37ページ)

労務相談室

回答者

労働基準法 〔懲戒処分としての出勤停止期間〕年休の出勤率算定での扱いは ——— 48 弁護士・加島幸法
就業規則等 〔就業規則改正し裁量制など適用〕男性の実時間増加となるが ——— 50 弁護士・岡村光男
労災保険法 〔労災の通院のため休んだ日〕休業補償給付の支給は ——— 52 特定社労士・丸島和恵

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内